

長浜市放課後児童クラブ施設整備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」（平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知）、「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）（放課後子ども環境整備事業に限る。）及び「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知）（放課後子ども環境整備事業に限る。）（以下「国要綱」と総称する。）に基づき、予算の範囲内で放課後児童クラブにかかる補助金を交付することに関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者は、国要綱に規定する交付の対象者のうち市が適当と認めるもので、補助金の交付申請時において納期限が到来している市税等に未納がないものとする。

(補助基準等)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、国要綱に基づき、市が国の採択を受けた事業とし、対象経費、基準額その他の補助金交付に係る要件は、国要綱に規定するところによる。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、国要綱に規定する算定方法に基づき算出した額とする。

(補助の条件)

第5条 この補助金の交付に当たっては、国要綱に規定する交付の条件を付すものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは申請に基づき概算払することができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、この補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 第5条の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。